

ノ ー ト

ロシアにおける農業構造改革

——農民経営と住民経営を対象に——

野 部 公 一

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. はじめに | 3. 住民経営の動態と問題点 |
| 2. 農民経営の動態と問題点 | (1) 住民経営の拡大 |
| (1) 農民経営の展開状況 | (2) 住民経営における生産の実情 |
| (2) 農民経営の経営概況 | (3) 小 括 |
| (3) 農民経営の不振とその原因 | 4. おわりに |
| (4) 小 括 | |

1. はじめに

1996年2月23日にエリツィン・ロシア大統領は、連邦評議会（上院）・国家会議（下院）議員を前に教書演説を行った。その中で彼は農業部門に関して「われわれは1995年を真の農業改革の年とすることはできなかった。農業セクターの改革の課題のうち、遂行されたものはひとつもなかった」と総括した。そして現状の打開のために改革の深化、とりわけ1996年中に土地所有者にその処分権を与える規定を含んだ土地法典を採択することを強く訴えた⁽¹⁾。

このような方針、さらには6月の大統領選挙を睨んで、一連の新政策が打ち出された。まず、3月7日には大統領令「市民の土地に対する憲法上の権利の実現に関して」⁽²⁾が出された。その中では、土地持ち分所有者に対してその売買をも含む広範な処分権が与えられた。さらに4月16日の大統領令「農工コンプレックスにおける経済状況の安定化と改革の発展のための方策について」⁽³⁾では、総額25兆ルーブリ以上にのぼる農業生産者の債務に対して帳消しないしは返済繰延べ処置がとられること、農民経営への農業機械供給を促進

することが決定された。後者については、対応して1996～2000年までの農民経営支援プログラムの作成が開始された⁽⁴⁾。これに加えて6月7日には農園・菜園・個人副業経営への国家支援を規定する大統領令が出された⁽⁵⁾。

これらの新政策の中で、とりわけ3月7日の大統領令は重要である。もちろん、その今後については、予断を許さない部分も存在する。だが、現行憲法体制下では大統領令を完全に覆すことは極めて困難である⁽⁶⁾。また、その他の新政策も必ずしも論理的に整合しておらずその問題点が指摘されているが⁽⁷⁾、その影響範囲は極めて大きい。このことから、1996年はロシア農業史において一つの画期として記憶される年となることは間違いあるまい。そして、3月7日の大統領令を筆頭とする一連の新政策のロシア農業に対するインパクトを明らかにするためにも、1990年末からの農業改革の成果と問題点を明らかにすることが求められている。本稿は、このような課題に対して、農民経営（крестьянское(фермерское) хозяйство）および農業企業の従業員⁽⁸⁾・住民等の副業経営である住民経営（хозяйства населения）⁽⁹⁾に対象を限定してこたえようとする試みである。

ここで、農民経営と住民経営を対象としたのは、いくつかの理由が存在する。第1に、本稿の考察対象である農民経営と住民経営は、近年、農業総生産額に占める比重を拡大（農民経営単独では、その生産量・経営数ともに停滞）しており、その要因および問題点を考察することは、ロシア農業全体を考察する上でも重要な意義をもっているからである（第1表）。第2に、このような重要性にもかかわらず、その実態が必ずしも正確に把握されているとは、言いがたい状態にあるからである。その具体例の一つとして訳語の混乱があげられる。例えば、本稿で「農民経営」と表記したкрестьянское хозяйствоに対しては、多数の訳語が与えられており、そのいくつかはロシアでの定義および実態とは必ずしも対応していない。住民経営についてはさらに混乱している。はなはだしい例では、同じ書物の中で、同じ語に関して複数の訳語が与えられていることもある。第3に、現在のロシアを含むCISの統計において、農民経営と住民経営は、しばしば「住民経営（農民経営を含む）」という表現で同一の経営

第1表 ロシアにおける農業生産構造の推移

(単位: %)

	1990 年	1991 年	1992 年	1993 年	1994 年	1995 年
総生産額						
農業企業	76	72	66	63	60	55
住民経営 (農民経営含む)	24	28	34	37	40	45
うち農民経営	...	...	1	2	2	2
耕種生産額						
農業企業	82	77	69	65	63	
住民経営 (農民経営含む)	18	23	31	35	37	
うち農民経営	...	...	2	3	3	
畜産物生産額						
農業企業	73	70	64	61	57	
住民経営 (農民経営含む)	27	30	36	39	43	
うち農民経営	...	...	1	1	2	

出所: СНГ в 1994 году статистический ежегодник, М., стр. 337; «АПК», 1996, No. 4, стр. 47;
Сельское хозяйство России стат. сборник, М., 1995, стр. 47.

注. ... は, 微量を指す。例えば, 1991年の農民経営の農業総生産額に占める比重は, 0.2 %である (「АПК», 1993, No. 10, стр. 66.)。

類型としてまとめられており, 資料利用上も両者を同時に扱うことが要求されているからである。さらに, このような事情を反映してか, 近年では農業企業と農民経営・住民経営が対比されて論じられることが多くなっているからである。

本稿は, 2で農民経営を, 3で住民経営を扱う。その際には, まずそれぞれの定義を明らかにし, 主に統計資料に依拠しつつこの間の動態および基本的な特徴, その問題点を考察する。そして, 最後に4では1996年の新政策の与える影響を考慮しつつ, 農民経営と住民経営の今後についての若干の考察を行うこととする。

注(1) 《Российская газета》, 24 февраля 1996 г., стр.2. なお, 1993年12月に採択された現行憲法によると, 「土地およびその他の天然資源は, 私的, 国家的, 自治体的およびその他の所有形態たりうる」(第9条), 「市民および市民の団体は, 土地を私有する権利を有する」(第36条)とされている。ただし, 現行憲法に対応した土地法典は, 未だに議会における審議段階にあり, 土地の私的所有, とりわけその処分権については法的な空白状態が続いている。

(2) 《Земля и люди》, 1996 No.9, стр.5.

(3) 《Земля и люди》, 1996 No.16, стр.4.

(4) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No.23, стр.2-3.

(5) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No.24, стр.2.

(6) 大統領令は, 土地法典の採択までの時限措置とされている。従って, 今回の大統領令を否定する内容をもつ土地法典が採択され, 大統領令が無効とされる可能性も論理的には存在する。ただし, 土地法典案がロシア共産党・ロシア農業党が主導権を握る国家会議を通過したとしても, その後には連邦評議会と大統領の拒否権という大きな関門が存在しており, 最終的な採択の可能性は極めて少ない。

実際の過程も現在のところ, 上述のとおりに進行している。1996年5月22日には大統領令を事実上否定する土地法典草案が国家会議を通過したが, 連邦評議会はそれを否決した。国家会議も連邦評議会の決定を覆せず(3分の2以上の賛成が必要), 土地法典をめぐる情勢は再び膠着状態に入っている(《Крестьянские ведомости》, 1996, No.26, стр.1; No.29, стр.2.)。

このことは, 逆に言う大統領令に対応した内容をもつ土地法典の採択も困難であることを示している。このため, なんらかの妥協が成立しない場合には, 今回の大統領令が, 時限立法という形をとりつつ長期にわたり機能することが予想される。

(7) とりわけ, 1996年4月16日の大統領令による債務の帳消しと返済繰り延べ処置に関しては, 改革に逆行するものとの批判が強い。

(8) ここで言う「農業企業」とは, 1991年12月27日の大統領令を端緒とする一連の法令によって実施されたソフホーズ・コルホーズの再編成によって創出された株式会社, 有限会社, 農業生産協同組合, その地位の維持を選択したソフホーズ・コルホーズ等々の様々な経営組織の総称である。また, 本稿では煩雑さを避けるため, 再編成前のソフホーズ・コルホーズについても, 両者を区分する格別の必要性がない場合, 「農業企業」という語で総称する。同様の理由から「ソフホーズ労働者およびコルホーズ員」も「農業企業の従業員」と表記する。

(9) хозяйства населения は, 忠実に訳出するならば「住民の経営」とすべきところであるが, 本稿では表記の煩雑さを避けるために「住民経営」という訳語を用いる。

2. 農民経営の動態と問題点

(1) 農民経営の展開状況

現在までのところ, 農民経営の法的地位および活動を規制しているのは,

1990年11月22日に採択されその後若干の修正を加えられた「農民（ファーマー）経営法」⁽¹⁾である。その第1条第1項によると、農民経営とは、「個々の市民、家族またはその他の者のグループによって」構成される「農産物の生産、加工、販売」を行う「法人の権利をもつ独立的な経済主体」とされている⁽²⁾。すなわち、文字通り1市民が農民経営として登録することも、数家族が集まって一つの農民経営として登録することも、さらには小規模な協同組合組織が農民経営として登録することも可能であり、後者のような例も実際に存在している。

ただし、各種調査によれば、ロシアにおける農民経営の中核は家族経営（*семейное хозяйство*）であり、これとほぼ等しいと考えて問題はないようである。1995年に行われた2万8500の農民経営（全体の約10%）を対象とした調査によれば、農民経営の構成員は平均して3名であり、1994年には年間28人／日の雇用労働を用いているに過ぎない⁽³⁾。また、1994年に行われた別の調査によれば、数家族によって形成されている農民経営の場合も、利害の対立が生じた場合には直ちに分離可能な状態にあるという⁽⁴⁾。

農民経営の創出自体は、すでにソ連時代から開始されている。1990年に制定されたソ連土地基本法にもソ連邦市民は、農民経営の運営のために土地を分与される権利をもつ（第20条）と規定されていた⁽⁵⁾。ただし、具体的に土地分与を保証するような現実的なメカニズムが欠如しており、創出された農民経営数もそれほど多いものではなかった。1990年4月1日時点のデータをあげれば、ロシアの農民経営の総数は、わずか231経営であり、その農用地面積も総計で1万1600ヘクタールでしかなかった⁽⁶⁾。

だが、ソ連の崩壊が進むに従い、政治的経済的実権は次第に連邦中央から各構成共和国に移行し、その下で農民経営の積極的な創出が試みられることになった。ロシア政府もバルト三国の独立宣言にならい1990年6月12日に主権国家宣言を行い、この流れに乗った。こうして、1990年末には「農民経営法」と「土地改革法」⁽⁷⁾が採択された。これらの立法は、国家のもつ予備的な土地と農業企業等からの没収によって土地再配分ファンドが創出されること、ここ

から農民経営や住民経営の創出のための土地が優先的に分与されることを規定した（土地改革法第14条・農民経営法第6条）。なお、土地再配分ファンドに収用されるのは、具体的には用途外に転用されている土地、1年間利用されていない農用地、2年間利用されていない非農用地、農業生産に適した林業企業の土地、非効率な利用のなされている農業企業の土地等とされた。

以上の立法によって、農民経営の創出を希望する者に対しては、地区機関が設定した1人当たりの基準量（＝当該地区の農業従事者1人当たりの平均土地面積）までの土地が、無償で与えられることになった。すなわち、ある地区の基準量が6ヘクタールであった場合、労働能力をもつ構成員が3人の農民経営に対しては、18ヘクタールまでの土地が無償で与えられるのである。なお、基準量を上回る土地についても有償で取得が可能とされた。

一方、農業企業の従業員に対しても、その所属企業の土地・資産を利用して農民経営を創出できるという原則が確立された。この原則には、1991年12月～1992年1月の大統領令・政府決定によって開始されたソフホーズ・コルホーズの再編成の中で、実質的なメカニズムが与えられた。その根幹は、従業員の経営に対する土地持分（ただし地区の基準量を上限とする）・資産持分の設定にあった。従業員はこれら持分を利用して、所属企業および他の従業員の承認を得ることなく農民経営を創出することが無条件で保証されたのである。また、これらの立法と平行して「農民経営が国を養う」というスローガンが提唱され、農民経営創出の加速化が試みられた。ここに農民経営は、農業部門における経済改革のシンボリック的存在となったのである。

以上のような経過を背景として、農民経営の創出は、第2表のように進行的であった。しかしながら、同表からは、1993年をピークとして農民経営の創出が停滞に転じたことがはっきりと見てとれる。とりわけ1995年には、農民経営数の増加は、わずか917に止まっている⁽⁸⁾。

（2）農民経営の経営概況

1996年1月1日時点のデータによれば、農民経営の平均土地面積は43ヘク

第2表 ロシアにおける農民経営*の創出（1990～1996年**）

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
経営数（千）	0.02	4.4	49.0	182.8	270.0	279.2	280.1
土地面積（百万ヘクタール）	0.01	0.2	2.1	7.8	11.3	11.9	12.1
平均規模（ヘクタール）							
土地面積	50	41	42	43	42	43	43
農用地面積				39	39	39	40
耕地面積				28	28	28	29
活動を止めた経営数(千)***			5.1	14.0	26.8	27.0	

出所：《Крестьянская Россия》，1991, No. 11, стр. 4; СНГ в 1994 году, стр. 337; Итоги хозяйственной деятельности крестьянских (фермерских) хозяйств Российской Федерации в 1994 году, М., 1995, стр. 8; 《АРК》，1996, No. 5, стр. 56; 《Крестьянские ведомости》，1996, No. 9, стр. 3.

注．* ただし、トナカイ飼育経営（経営数 192、土地面積2820万ヘクタール）・狩猟経営（65、1万1000ヘクタール）・毛皮獣飼育経営（36、7000ヘクタール）・馬匹飼育経営（38、7万6000ヘクタール）を除く。なお、括弧内に示したのは、1995年1月1日の時点のデータである。

**1990年は4月1日時点、後はすべて1月1日時点。

***当該年中の数値。

タール、うち農用地は40ヘクタール、耕地は29ヘクタールである。第3表は、1994～1995年のデータによって経済地区別の農民経営の平均規模を示したものである。ここからは、沿ヴォルガ・西シベリア・東シベリアに比較的大規模な経営が、北部・北西・北カフカース地区には比較的小規模な経営が存在していることがわかる（経済地区区分に関しては図参照）。

大多数の農民経営は、不安定かつ急速に変化する経済状況に対応するために、複合的な経営を志向している。初期には、農民経営にとってもっとも合理的な経営タイプは、飼料生産部門をもった畜産であると考えられていた⁽⁹⁾。ロシアにおける農民経営の創出の先駆的地域であるオリョール州〔中央地区〕では、実際にもこの方針に基づいて雌牛40～50頭をもつ「スウェーデン・タイプ」の農民経営が創出された。だが、経済改革の展開による畜産物への補助金の大幅削減、農工間の価格差の拡大（いわゆる鉄状価格差）、さらに消費者の購買力低下による畜産物販売の困難から、この方針は転換を余儀なくされることになった⁽¹⁰⁾。

第3表 農民経営の地域（経済地区）別平均規模

（単位：ヘクタール）

	1994年1月1日			1995年1月1日		
	土地面積	農用地	耕地	土地面積	農用地	耕地
ロシア平均	42	39	28	43	39	28
北部地区	22	14	7	22	14	7
北西部地区	15	11	7	14	11	6
中央地区	29	25	21	27	24	20
ヴォルガ＝ヴィヤトカ地区	23	22	19	25	23	20
中央黒土地区	40	39	37	41	41	38
沿ヴォルガ地区	81	79	52	86	84	56
北カフカース地区	19	19	16	20	19	16
ウラル地区	47	45	38	48	46	38
西シベリア地区	62	53	38	64	56	41
東シベリア地区	61	54	22	59	53	21
極東地区	40	30	18	47	34	18
カリーニングラード州	16	15	7	15	14	8

出所：Итоги хозяйственной деятельности крестьянских (фермерских) хозяйств Российской Федерации в 1994 году, стр. 17-18.

現在のところ、農民経営の生産の中心は耕種分野に転換し、安定する傾向にある。第4表は、農民経営の播種面積構成の変化を示したものであるが、ここからも畜産から耕種中心への生産構造の変化が確認できる。また耕種部門における主要産品は、穀物・ひまわり種子である。1995年のそれぞれの総生産量に占める農民経営の比重をみると4.7%と12.3%であり、その他の生産物に比べて極めて高くなっている⁽¹¹⁾。いくつかの州・地方においては、農民経営は国家への穀物販売に確固たる地位を占めるようになってきている。例えば、ヴォルゴグラード州〔沿ヴォルガ地区〕ではその比重は25.3%、サラトフ州〔沿ヴォルガ地区〕では36.8%、アルタイ地方〔西シベリア地区〕では25.8%、オムスク州〔西シベリア地区〕では23.4%に達している。これらの州・地方では、活動を停止した農民経営数は、ロシア全体のそれと比べて著しく少なくなっ

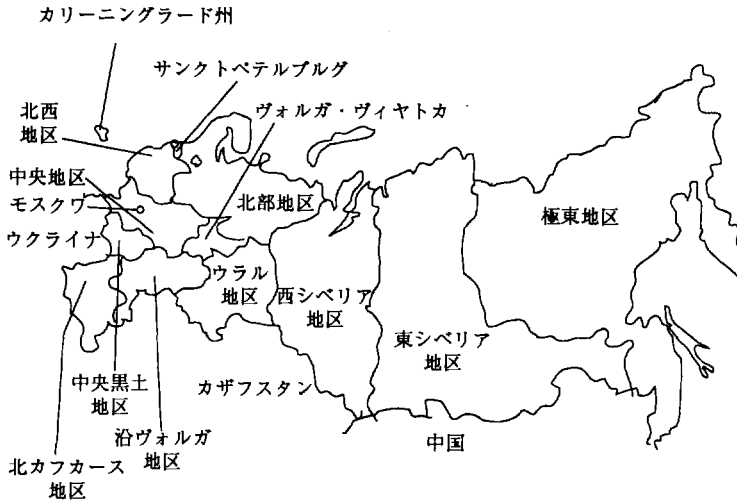


図 ロシア連邦経済地区区分

注. なお、各経済地区に属する連邦構成主体は、以下のとおりである。

北部地区／カレリア共和国・コミ共和国・アルハンゲリスク州・ネネツ自治管区・ヴォログダ州・ムルマンスク州

北西地区／レニングラード州・ノヴゴロド州・プスコフ州・サンクト＝ペテルブルグ市（カリーニングラード州を含む場合もある。含まない場合、同州は独立して扱われる）

中央地区／ブリヤンスク州・ウラジーミル州・イワノヴォ州・カルーガ州・モスクワ州・オリョール州・リャザニ州・スモレンスク州・トヴェリ州・トゥーラ州・ヤロスラヴリ州・モスクワ市

ヴォルガ・ヴィヤトカ地区／マリ＝エル共和国・モルドバ共和国・チュバシ共和国・キーロフ州・ニージニー＝ノヴゴロド州

中央黒土地区／ベルゴルド州・ヴォロネジ州・クルスク州・リベツク州・タンボフ州

沿ヴォルガ地区／カルムィキヤ共和国・タタールスタン共和国・アストラハン州・ヴォルゴグラード州・ペンザ州・サマーラ州・サラトフ州・ウリヤノフスク州

北カフカース地区／アドウイゲヤ共和国・ダゲスタン共和国・カバルジノ＝バルカリヤ共和国・カラチャエヴォ＝チェルケシア共和国・イングーシ共和国・チェチェン共和国・クラスノダール地方・スターヴロポリ地方・ロストフ州

ウラル地区／バシコルトスタン共和国・ウドルムチャ共和国・クルガン州・オレンブルグ州・ペルミ州・コミニベルミヤック自治管区・スヴェルドロフスク州・チェリヤビンスク州

西シベリア地区／アルタイ共和国・アルタイ地方・ケメロヴォ州・ノヴォシビルスク州・オムスク州・トムスク州・チュメニ州・ハントウイ＝マンシ＝自治管区・ヤマロ＝ネネツ自治管区

東シベリア地区／ヤギン＝ブリヤート自治管区・ブリヤート共和国・トゥヴァ共和国・ハカシヤ共和国・クラスノヤルスク地方・タイムイル自治管区・エヴェンスク自治管区・イルクーツク州・ウスチ＝オルダ＝ブリヤート自治管区・チタ州

極東地区／サハ共和国・沿海地方・ハバロフスク地方・ユダヤ自治州・アムール州・カムチャトカ州・マガダン州・サハリン州・コリヤーク自治管区・チュクチ自治管区

いる⁽¹²⁾。

ほとんどの農民経営が多種類の家畜・家禽を飼養しているが、その生産は低い水準に止まっている。1995年についていえば、農民経営は家畜販売の約2%、牛乳生産の1.4%を占めるに過ぎない。これは、ほぼ農民経営の家畜頭数（第5表）に対応した水準であると言える。第6表は、1農民経営当たりの家畜頭数の推移を示したものである。1995年のそれは、牛2頭（うち雌牛1頭）、豚1頭、羊・山羊4頭、家禽6羽に過ぎない。これは、1969年に採択されたコルホーズ模範定款に定められたコルホーズ員家族が個人副業経営で私有しう

第4表 農民経営の播種面積構成*の推移

（単位：％）

	1991年	1992年	1993年	1994年
全播種面積	100	100	100	100
うち穀物	61.1	67.3	76.7	76.1
ひまわり種子	4.0	6.6	5.5	6.5
てんさい	0.2	1.3	1.0	0.7
じゃがいも	3.4	1.7	1.2	0.8
野菜	0.7	0.4	0.3	0.3
飼料作物	26.3	18.7	13.3	13.7

出所：Итоги хозяйственной деятельности крестьянских (фермерских) хозяйств Российской Федерации в 1994 году, стр. 8.

注. * 内訳は主要作物についてのみであり、これらの総計は100にはならない。

第5表 農民経営の家畜頭数の推移（1月1日時点）

（単位：千頭）

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996/1995(%)	1996年の全家畜頭に占める比重(%)
牛	112.6	402.6	619.2	616.5	102	1.6
うち雌牛	41.6	175.0	282.9	285.0	103	1.6
豚	95.4	215.9	346.5	348.3	101	1.6
羊・山羊	225.8	729.7	1057.9	1148.7	111	3.7

出所：Итоги хозяйственной деятельности крестьянских (фермерских) хозяйств Российской Федерации в 1994 году, стр. 8; «АПК», 1996, No. 4, стр. 28; No. 5, стр. 56.

第6表 1 農民経営当たりの家畜頭数の推移（1月1日時点）

（単位：頭）

	1992 年	1993 年	1994 年	1995 年
牛	2	2	3	2
うち雌牛	1	1	2	1
豚	2	1	2	1
羊・山羊	5	4	4	4
家禽（全種類）	6	5	8	6

出所：Итоги хозяйственной деятельности крестьянских (фермерских) хозяйств Российской Федерации в 1994 году, стр. 10.

る家畜頭数の上限⁽¹³⁾をも越えていない。全体的に見ると、農民経営の畜産は、耕種分野に比べて自給的な性格を強く帯びていると言える。

農民経営の全体的な生産方向の変化および特徴は上述の通りであるが、地域ごとの状況は経済・自然条件を反映してかなりの相違が存在している。第7表は経済地区別の播種面積構成を示したものである。ここからは、中央黒土・沿ヴォルガ・ウラル・西シベリアは穀物に、北カフカースはひまわり種子に、北部・北西・中央・ヴォルガ＝ヴィヤトカ・東シベリアは畜産に特化していることが確認できる。

（3）農民経営の不振とその原因

農民経営の農業総生産額に占める比重は、第1表に示したように2%程度に止まっている。一方で、農民経営は全農用地の6%、耕地の5%を占めており、明らかに期待された成果を上げていない。「農民経営が国を養う」というスローガンは現実のものとなっていないと言ってよい。また、すでに指摘したようにその経営数も停滞状況に陥っている。その原因はどこにあるのか。以下でこのことについて考察を加えてみよう。

第1にあげられるのは、経済改革の開始前の政府の認識の甘さである。

このことに関しては、政府系メディアである『ロシア新聞』ですら、当時は

第7表 農民経営の地域（経済地区）別播種面積構成*（1994年）

（単位：％）

	穀物	ひまわり種子	てんさい	じゃがいも	野菜	飼料作物
ロシア平均	76.1	6.5	0.7	0.8	0.3	13.7
北部地区	26.9			4.4		66.9
北西地区	21.8			9.9		67.5
中央地区	64.4		0.2	2.6	0.2	31.6
ヴォルガ＝ヴィヤトカ地区	71.5	0.1	0.3	2.5	0.2	25.1
中央黒土地区	83.2	8.4	4.1	0.3	0.2	3.5
沿ヴォルガ地区	82.1	7.8	0.3	0.2	0.3	7.6
北カフカース地区	62.2	22.1	1.9	0.7	0.9	10.9
ウラル地区	82.6	0.8	0.1	0.5	0.1	15.8
西シベリア地区	86.0	1.9	0.1	0.5	0.03	11.3
東シベリア地区	75.4			1.5	0.2	22.8
極東地区	48.1			2.9	1.5	14.3
カリーニングラード州	52.5			4.3	0.6	42.4

出所：Итоги хозяйственной деятельности крестьянских (фермерских) хозяйств Российской Федерации в 1994 году, стр. 35-38.

注. * 内訳は主要作物についてのみであり、これらの総計は 100にはならない。

いわば「ロマン主義的民主主義の時代」であり、「多くの者が、コルホーズ・ソフホーズを解散し、土地を農民に与えさえすれば、そこには真の経営者（справный хозяин）が現れ、またたく間にロシアを養うと錯覚していた」という辛口の批評を行っている⁽¹⁴⁾。政策の焦点は、とにかく農民経営を創出することに向けられ、それが安定するまでに相当量の初期資本が必要であるということ、十分には意識されていなかったのである。

政府は、農民経営に対して財政投資および特恵的な融資を行ったが、その額は極めて少なかった。1992年に農相の地位にあったフルーストゥンは、農業省拡大参与会で「国家は農民経営に対して最小限の支援すらも確保できないでいる」と発言している⁽¹⁵⁾。しかも1992年以降には、農民経営に対する国家支

援はさらに減少した。第8表は、バシコルトスタン共和国〔ウラル地区〕での状況を示したものであるが、ロシア全体をとっても同様であった⁽¹⁶⁾。ちなみに、農業アカデミー副総裁が1992年に公表した試算によれば、農民経営の生産施設・住宅および生活関連施設の整備、農業機械・家畜の購入には、1経営当たり「1000～1500万ルーブリ〔1992年価格〕」が必要であるとされていた⁽¹⁷⁾。一方、1994年のバシコルトスタンにおける予算からの国家支出は、1経営当たりわずか100万ルーブリ〔1992年価格〕であり、まさにシンボリックなものに止まっている。

このような資金不足を背景に、農民経営の物質的基盤は極めて脆弱である。第9表は農民経営100当たりの農業機械・器具数を示したものである。ここからは、農民経営の機械装備は改善の傾向が見られるものの、未だに不十分な状態に止まっていることが確認できる。若干の州・地方では、状況はさらに悪い。例えば、サマーラ州〔沿ヴォルガ地区〕では、トラクターを所有しているのは、全体の半分の農民経営でしかない。同様の理由から、肥料の投入も極めてわず

第8表 農民経営に対する国家支援の推移（バシコルトスタン共和国の例）

	1992年	1993年	1994年
経営数（1月1日時点）	742	3336	4646
1経営当たり予算支出（当該価格・千ルーブリ）	98.1	50.1	64.8
〃（1992年価格・千ルーブリ）	98.1	12.1	0.1
1経営当たり融資額（当該価格・千ルーブリ）	736	1302	3067
〃（1992年価格・千ルーブリ）	736	325	65

出所：《Вопросы статистики》，1996, No. 2, стр. 79.

第9表 農民経営100当たりの農業機械・器具装備

	トラクター	穀物コンバイン	貨物自動車	プラウ	播種機
1992年	68	15	33	36	28
1994年	79	20	42	43	35

出所：《АПК》，1993, No. 10, стр. 67; Итоги хозяйственной деятельности крестьянских (фермерских) хозяйств Российской Федерации в 1994 году, стр. 5.

かである。1995年の例をとれば、化学肥料・有機肥料が投入された農民経営の播種地は、それぞれ全体の9.8%、3.9%に過ぎなかった⁽¹⁸⁾。このような状態が、農民経営の（農業企業のそれよりも）低い単位面積当たり収穫量の大きな要因となっていることは間違いない。

第2にあげられるのは、農民経営の人的資質の低さである。

初期の農民経営は、農業に関する知識をほとんどもたない都市住民を中核に創出されたものであった。1991年のデータによれば、農業企業の従業員が創出したものは、全体の4分の1程度でしかなかった⁽¹⁹⁾。農民経営の創出が進むにつれこの状況は改善され、1995年には全体の84.4%が農村の出身者で占められるようになった。また、全体の72.8%が農業企業での労働経験者で占められるようになった⁽²⁰⁾。このように農業労働経験者の増加という肯定的な変化が見られるものの、問題は依然として存在する。

まず農民経営の約5%程度は、「強いられた移民」と「退役した軍人」によって占められている⁽²¹⁾。前者の実態は、旧ソ連構成共和国からの難民であり、後者は軍縮によって職を失った軍人である。後者は「退役士官農業同盟」という団体を結成しているが、その傘下にはすでに約5000経営が存在しており、今後もその数は軍縮の進展によりさらに増加する見込みであるという⁽²²⁾。このような農民経営は、いわば「失業対策」として創出されたものであり、そもそも多くの成果は期待できない存在である。

また、いまや農民経営の大多数を占めることになった農業労働経験者に関しても、問題が存在する。1994年春～夏に中央・中央黒土・北西地区の農民経営を対象として行った調査によれば、かれらの多くは機械手、技師・技手労働者であり、また複数の職能をもっており直ちに農作業の遂行が可能な状態にあるという。だが、農作業をするということと農場経営を行うということは、まったくの別物である。彼らの多くは、明らかに農場経営の経験が足りない状態にある。先にあげた調査においても、かれらの「圧倒的大部分」が販売契約を結ぶ能力をもっていないし、取引の法的な側面に関しても無知であり、「市場的行動」を学習する必要があるとの指摘が行われている⁽²³⁾。このような経営者

としての能力の欠如は、しばしば不利な条件で生産物の販売を強制されることとなり、農民経営の資金繰りをさらに困難なものにしている⁽²⁴⁾。

ところで、経営能力の欠如という問題は、かつてのソフホーズ・コルホーズで行われていた独特の賃金システムを原因とする。それは、作業の質に対する関心を低めるとともに、労働者の創意工夫の発展を阻害してきたのである。ソフホーズのトラクター手の例をとれば、賃金は主に作業ヘクタール数によって決定された。最終成果たる収穫量に応じた報酬も存在したが、それは現物支給に限られ、全体から見るとわずかなものであった。このため、トラクター手は、単に作業ヘクタール数を稼ごうとする志向が強くなった。このような弊害を防止するために、不良な質の作業に対しては、減額を行いうるという規定が導入された（第10表）。だが、これはシステムを複雑にするとともに、トラクター手の士気の低下を招いた。1987年4月1日付けの『文学新聞』に掲載された記事⁽²⁵⁾は、ウクライナにあるソフホーズの状況を次のように描写している。

…〔ソフホーズは〕「人も多く、機械も十分であり、生活環境も整っている。しかし、人々の気のない顔つき、うつろな眼差しはどうしてなのか。ほとんどすべてのトラクター手に検査員がはりつき、計算係が耕作の深さ、作業面積を細かに検分する。機械手はこの入念な作業を無関心に見ている。かれは主人ではなく日雇いである。

ある論者の表現を借りれば、ソフホーズ・コルホーズは、圧倒的多数の農民を「最小限の教育・技量水準の雑役夫に変えてしまった」のである⁽²⁶⁾。この克服のためには相当の長時間が必要であろう。

第3にあげられるのは、ロシアに伝統的な集住形態、そしてソヴィエト期を通じてとられたそこへのインフラの集中、この結果として、農民経営の新規創出や経営の継続が極めて困難なものになっていることである。

ロシアにおける典型的な農業企業においては、住宅は数カ所の集落に集中している。そこでは、管理事務所を中心に、修理工場・加工工場・倉庫等の生産施設の他、学校・幼稚園・図書館・公民館・病院・郵便局・商店・ガス・水道・送電設備等々の文化＝生活関連施設が集中して配置されているのである。

第10表 ソフホーズにおける賃金システム（トラクター手の場合）

システムの基本		システムの概況
出来高＝報酬払い制	各農作業（耕耘・耕起・播種・収穫等々）には、トラクターの型とソフホーズの地理的位置に応じた、規準作業量と作業単価が定められている。例えば、「A型トラクター」によるモスクワ州の耕耘作業の規準作業量は1日2ヘクタールで、1ヘクタール当たりの作業単価は2ルーブリといった具合である。トラクター手は、作業終了直ちに農業技師と生産班の長によって作成される作業量とその質を明記した証書を受け取る。トラクター手には、この証書に記載された出来高に応じて賃金が支払われる。特定の作業や規準作業量を超えた部分等々には、報奨支払いが行われる。なお、作業員オペレーターは、トラクターの型に応じてトラクター手の賃金の45%ないしは50%の賃金を受け取る。	
支払い分類	適用対象	算出方法および具体例
出来高給	規準作業量内の遂行作業量に対して	作業量に単価を乗じた賃金。工芸作物、じゃがいも、野菜その他の中耕作物の栽培にかかわる「困難な作業」に対しては、一定の割増がつく。ただし、不十分な質の作業（規定以下の深さの耕耘、播き残しの存在、等々）と認定された場合、ソフホーズ所長の権限によって単価は、10～30%カットされる。
報 奨 給	規準作業量の超過達成部分について（10日毎に算出）	規準作業量を超過達成した部分に対しては、単価を1.5倍した賃金が支払われる。例：1日の規準量が1ヘクタールであり、10日間の作業総量が13ヘクタールの場合、3ヘクタール分の単価は1.5倍にされる。
	技能に対して	主任トラクター手は、出来高給に10%の割増。1級トラクター手でありかつ当該ソフホーズにトラクター手として2年をこえて勤務している場合10%の割増（トラクター手の級は、ソフホーズ所長によって任命される熟練度認定小委員会によって決定される）。
	燃料節約に対して	トラクターの型に応じた一定の報奨金。ただし、過剰支出に対しては、該当する法律に応じた物質的責任を負う。
	収穫作業に対する現物報酬	ソフホーズ所長の判断により以下の範囲内で収穫物の現物支給が行われ得る。1）牧草収穫の場合・収穫された牧草1トンにつき25～100キロ、2）とうもろこしおよびじゃがいもの場合・その5%まで、3）藁収穫の場合・その20%まで。 実際の%は、上記の範囲内でソフホーズ所長と労働組合が機械化の度合い、収穫の条件を考慮して、決定する。現物報奨は、上記作業に参加した労働者の間で、得られた作業量に応じて分配される。

出所：Правовые вопросы организации и деятельности совхозов, М., 1959, стр. 259-262.

ところが、農民経営のための土地は、通例、集落から離れた場所に与えられることが多いのである。このため、新規に農民経営を創出する者は、住宅建設の他、水道・道路のようなインフラ整備もすべて自らの手で行わざるをえない。

これは農民経営の創出に際しての大きな追加的負担となっており、その整備度も低いままに止まっている。1995年の数字をあげれば、農民経営の67.5%に水道が、33.3%に電気が引かれておらず、48%には車が乗り入れられる道路（подъездная дорога）がない⁽²⁷⁾。また、集落から離れているが故に、公共施設の利用も極めて限られることになる。

また、すでに集落に住宅とその付属地をもっている者（すなわち農業企業の従業員）は、それらを維持したまま、土地を分与されることが可能とされている（農民経営法第8条）。この場合、農民経営は住宅と生産区画の二つから構成されることになり、集落に存在するインフラ・公共設備の利用という面に限って言えば、まったく新規に創出される経営に比べると有利になる。

だが、この場合にも新たに分与された土地はしばしば住宅から遠く離れており、農民経営の生産活動は大きな制約が加えられる。ヴォロネジ州〔中央黒土地区〕の調査によると、住宅から3キロ未満の距離に土地を与えられた農民経営は全体の13%（これには、まったく新規に農民経営を創出する場合も含まれる）、3～10キロには全体の3分の1にすぎない。残りの半数以上の農民経営に対しては、住宅から10キロ以上離れた所に土地が分与されている⁽²⁸⁾。また、中央黒土地区全般をみても、住宅から「40～50キロ」離れた所に土地が与えられることが多々あるという⁽²⁹⁾。このような距離は作業の効率を著しく低下させ、最終的には経営を崩壊に導く大きな要因となっている。

第4にあげられるのは、未だに農業にとって不利な経済情勢が継続していることである。

具体的には、農産物と投入財との価格の不均衡、消費者の購買力の低下による需要の減少、加工・サービス企業に対する稚拙な民営化による独占体の形成、安価な輸入品の国内市場への流入等々である。このような状況下で、農民経営は「『苦悩巡り』〔キリスト教では死後40日間、靈魂はあらゆる地上の苦しみを再体験するといわれる〕と呼ばれている」ほどであり⁽³⁰⁾、その創出に対する大きな障害となっている。

第5にあげられるのは、農民経営の小規模性である。

農民経営の最適規模に関しては、国家統計委員会の報告により、ロシアの条件の下では「農民経営は、地方の条件に応じて40～300ヘクタールの土地を持たなくてはならない。そうでない場合、それは非効率である」とされている⁽³¹⁾。また、1992年の農業省拡大参与会でフルィストゥン農相は、将来の発展を考慮すると農民経営の規模は、多くの地区で「60～70ヘクタール程度」が最適であろうと報告している⁽³²⁾。もちろん、経営の最適規模は、地方の条件の他にも、専門化の方向、用いる技術体系や機械化水準等々の様々な要素によって決定されるのであり、上記の基準を機械的に当てはめることはできない。だがここに引用した「40～300ヘクタール」なり「60～70ヘクタール」という数値は、公的な立場にあるものが、総合的な見地にたって公表したものであり、農民経営の規模の適性を判断するうえで一応の基準として使うには十分な根拠が存在する⁽³³⁾。少なくとも、農民経営が、為政者の考える最低規模を満たしているかどうかは確実に判断しうる。従って、以下では40ヘクタールおよび60～70ヘクタールという基準を一応の目安として採用し、考察をすすめることにする。

この観点から第11表を検討すると、20ヘクタール以下という明らかに上記の基準を満たしていない経営が全体の半数以上を占めていることが判明する。また、同時に70ヘクタールを越える面積を有しており、基準をクリアしている経営は、全体の14%程度でしかないことがわかる。

規模の問題は、農民経営の今後の発展を考えると、きわめて深刻な問題になりうる。周知のようにロシアにおいて一般的な土地市場は成立しておらず、今後の見通しも不明瞭なままである。このため、零細経営がその経営の発展に応じて、規模を拡大することは極めて困難である。すなわち、農民経営はその発展を制約されているのである。

この問題は、土地分与の進行により土地再配分ファンドが縮小するに従って、さらに深刻になっている。土地再配分ファンドの現状は第12表に示すとおりであり、農用地の再配分の過程は終了に近づいていると言える。とりわけ、農業の発展している地域である中央黒土・沿ヴォルガ・北カフカース・ウラル・

第 11 表 農民経営の土地規模による分類 (1996 年 1 月 1 日時点)

土地規模	経営数 (千)	全体に対する %
土地を供与されていない経営*	1.1	0.4
3 ヘクタール以下	34.1	12.2
5 ヘクタール以下	29.2	10.4
10 ヘクタール以下	42	15
20 ヘクタール以下	51.9	18.5
50 ヘクタール以下	62.5	22.3
70 ヘクタール以下	19.1	6.8
100 ヘクタール以下	17	6.1
200 ヘクタール以下	16.3	5.8
200 ヘクタール超	6.9	2.5
経営総数	280.1	100

出所: 《АПК》, 1996, No. 6, стр. 47.

注. * 「農民経営法」によれば, 土地は申請を行ってから 2 カ月以内に供与されなくてはならず, 所定の期間内に手続きが行われない場合には罰則が規定されている. さらに, 供与された土地に対して不服がある場合には法廷で争えるとなっている (第 7・8 条). このことを考慮すると土地を提供されていない原因としては, 1) 創出されて間もないため, 2) 積雪等 (1 月 1 日時点であることに注意) の技術的原因のため, 3) 地方機関ないしは農業企業の決定の遅れのため, 4) 供与された土地を不服として訴訟を行っているため等が考えられる.

西シベリア地区において, その傾向は著しい. また, オリョール州〔中央地区〕・サマール州〔沿ヴォルガ地区〕・イルクーツク州〔東シベリア地区〕, チュバシ共和国〔ヴォルガ・ヴィヤトカ地区〕, クラスノダール地方, アドゥイゲヤ共和国・カバルジノ=バルカリヤ共和国〔以上, 北カフカース地区〕では, すでに土地再配分ファンドは, 完全に消滅している。

この結果, 農民経営への土地分与は, 極めて困難になってきている. このような事情から, 新設される農民経営は, もっぱら農業企業の従業員が所属企業にもつ土地持ち分を利用するものに限られてきており, その規模はさらに小さくなっている. 北カフカース地区のアドゥイゲヤ共和国の実例をみよう. 同共和国では, 土地再配分ファンドが存在した 1991 年には農民経営に対して, 平均 36.2 ヘクタールの土地が分与されていた. だが, 土地再配分ファンドが消滅した 1995 年には, その面積は 7.4 ヘクタールにまで低下している⁽³⁴⁾。

第12表 土地再配分ファンドの状況(千ヘクタール)

	土地再配分ファンド		1995年7月1日時点の残余の土地*			
	土地面積	農用地	土地面積	%	農用地	%
全ロシア**	45727.24	14093.96	6415.52	14.0	2444.88	17.3
北部地区	1252.04	238.94	1054.37	84.2	100.17	41.9
北西地区	615.9	244.1	377.2	61.2	116	47.5
中央地区	1493.2	1171.5	399.6	26.8	224.2	19.1
うちブリャンスク州	110.8	103.6	7.6	6.9	5.9	5.7
モスクワ州	188.0	146.0	16.0	8.5	9.0	6.2
オリョール州	128.6	124.9	0	0	0	0
ヴォルガ=ヴィヤトカ地区	1018.3	639.2	207.9	20.4	118.7	18.6
中央黒土地区	717.3	690.7	46.9	6.5	42.5	6.2
うちクルスク州	149.8	145.4	0.8	0.5	0.8	0.5
リベツク州	168.3	158.4	10.9	6.5	8.8	5.6
タンボフ州	212.7	207.3	13.6	6.4	13.1	6.3
沿ヴォルガ地区	2341.3	2222.9	311.8	13.3	251.1	11.3
うちタタルスタン共和国	193.4	190.0	0.4	0.2	0.1	0.1
ベンザ州	213.8	212.7	17.3	8.1	17.3	8.1
サマーラ州	250.0	248.1	0	0	0	0
サラトフ州	931.4	922.3	76.2	8.2	75.5	8.2
ウリヤノフスク州	65.3	56.9	1.2	1.8	1.1	1.9
北カフカース地区	1239.4	1179.3	29.8	2.4	23.0	2.0
うちクラスノダール地方	329.7	329.7	0	0	0	0
スターヴロポリ地方	590.6	561.2	6.6	1.1	4.4	0.8
ロストフ州	226.9	224.1	6.1	2.7	5.8	2.6
ウラル地区	2680.7	2471.6	317.4	11.8	222.2	9.0
うちバシコルトスタン共和国	683.3	659.0	1.2	0.2	0.2	0.0
オレンブルグ州	684.7	676.5	35.4	5.2	35.0	5.2
西シベリア地区	4486.04	2717.76	1288.15	28.7	346.1	12.7
うちアルタイ地方	991.0	820.0	44.0	4.4	35.0	4.3
ノヴォシビルスク州	1762.6	927.3	88.6	5.0	45.8	4.9
東シベリア地区	3718.51	1428.76	1050.7	28.3	448.06	31.4
うちイルクーツク州	205.6	95.7	0	0	0	0
極東地区	26164.55	1089.2	1331.93	5.1	552.64	50.7

出所:《Крестьянские ведомости》, 1995, No. 41, стр. 10.

注. * 一部, 1995年1月1日時点のデータが含まれる. %は筆者算出.

**筆者算出.

この農民経営の規模の縮小という傾向は、すでに一部の地区において極めて先鋭に現れている。1995年1月1日から1996年1月1日までの一年間で、農民経営の平均土地規模はレニングラード州〔北部地区〕で15ヘクタールから9ヘクタール、モスクワ州〔中央地区〕で16ヘクタールから11ヘクタール、リャザニ州〔中央地区〕では53ヘクタールから33ヘクタール、トゥーラ州〔中央地区〕では49ヘクタールから29ヘクタール等々と縮小している⁽³⁵⁾。現在、レニングラード州の農民経営の3分の1が3ヘクタール以下であり、これはロシアの条件下では明らかに商品生産を行うことを可能にしていない⁽³⁶⁾。

第6にあげられるのは、現有資源を十分に活用できていないことである。

農民経営は、すでに触れた農業機械や資金の不足を原因として、現在もっている土地ですら十分に利用できていない。ロシア国家土地資源・土地整理委員会（以下、国家土地委員会と略称）が1995年に行った調査によれば、農民経営の農用地の14％、耕地の14.8％が利用されないまま放置されている。これは農業企業のそれをはるかに上回っている。さらに、土地が利用されていない原因を見ると「種子、肥料、燃料の購入資金の欠如」が飛び抜けて高く、すでに指摘した初期資本の不足がここにも大きな影響を与えていることがみてとれる（第13表）。

第13表 国家土地委員会による農用地の利用状況調査結果（1995年）

（単位：千ヘクタール）

土地利用者	調査対象地 （全体に対する％）			利用されていない土地 （調査地に対する％）			利用されていない原因 （利用されていない土地に対する％）			
	総面積	農用地	耕地	総面積	農用地	耕地	資金不足	水分過剰	遠隔地	その他
農業企業	141135.3 (29.3)	113162.8 (66.0)	74687.6 (69.5)	7565.1 (5.4)	4979.1 (4.4)	4174.8 (5.6)	3881.1 (51.3)	383.4 (5.1)	240.8 (3.2)	3059.8 (40.4)
農民経営	9129.2 (19.5)	7256.5 (68.2)	5918.4 (76.3)	1114.7 (12.2)	1014.9 (14.0)	876.7 (14.8)	797.1 (71.5)	34.3 (3.1)	48.7 (4.4)	234.6 (21.0)

出所：《Крестьянские ведомости》，1995, No. 47, стр. 10.

(4) 小 括

1995年までの農民経営の状況をまとめると、1) 初期資本の不足、2) 人的条件、3) ロシア農村の特殊性、4) 農業にとって依然として厳しい一般的経済情勢、5) 小規模性、6) 現有資源の不十分な利用、の諸要因によって発展が抑制されている、と言える。こうした状況が変わらない限り、農民経営はロシア農業における生産主体となりえないであろう。このような認識は、いわゆる改革派の論者の中でも次第に主流になりつつある。かつて首相代理として急進改革を実施したカイダールが設立した移行経済研究所のセローヴァ氏ですら、50年たっても農民経営は、最良の場合でも農業生産の30%程度を占めるにすぎないであろう⁽³⁷⁾、としている。

注(1) Как получить землю? Сб. документов, М., 1992, стр. 25-46.

(2) ただし、1995年の新民法典の発効により、農民経営の法的地位に関しては混乱が発生している。民法典第4章の法人に関する規定の中に農民経営は含まれておらず、またその法的地位の変更についても明確に言及されていない。このため、様々な解釈が発生することになった。現在も農民経営の登録は行われているが、その法的地位は地方によって「個人の事業」であったり「かつての方法」に従い「法人」であったり対応が異なっているという(《Государство и право》, 1996, No. 3, стр. 75.)。このような状態は、新たな農民経営法の制定まで継続するものと見られる。

(3) Сельское хозяйство России стат. сборник, М., 1995, стр. 55.

(4) 《Вопросы экономики》, 1995, No. 1, стр. 49.

(5) 《Экономика и жизнь》, 1990, No. 11, стр. 18.

(6) 《Крестьянская Россия》, 1991, No. 11, стр. 4.

(7) Как получить землю?, стр. 19-24.

(8) 《АПК》, 1996, No. 5, стр. 57.

(9) 《Вопросы экономики》, 1990, No. 9, стр. 120.

(10) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 22, стр. 7.

(11) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 23, стр. 2. その他の生産物については、てんさいが3.8%を占めるのを除けば、2%以下である。

(12) 《АПК》, 1996, No. 5, стр. 58.

(13) 同模範定款の第43条によれば、コルホーズ員家族は、雌牛1頭とその1歳未満の子牛、2歳未満の牛、母豚1頭とその3か月未満の子豚または肥育用の豚2頭、羊・山羊10頭まで、(頭数制限なしで)蜜蜂・家禽・兎を飼育できるとしている(《Сельскохозяйственное право》, М., 1985, стр. 472.)。

(14) 《Российская газета》, 12 марта 1996 г., стр. 2.

(15) 《АПК》, 1992, No. 11, стр. 23.

- (16) 《Вопросы статистики》, 1996, No. 2, стр. 8.
- (17) 《АПК》, 1992, No. 12, стр. 43.
- (18) 《АПК》, 1996, No. 5, стр. 60. なお、機械の不足は、その共同利用、とりわけ小グループ間のそれによって部分的に補われている。だが、「大多数の」小規模経営や創出直後の経営にとって、機械の共同利用も、そもそもの機械の欠如、経済効率の低さにより、問題の根本的な解決策となっていないという（Там же.）。
- (19) 《Крестьянская Россия》, 1991, No. 13, стр. 3.
- (20) 《АПК》, 1996, No. 5, стр. 62.
- (21) 《АПК》, 1994, No. 7, стр. 5.
- (22) 《Земля и люди》, 1995 No. 9, стр. 1.
- (23) 《Вопросы экономики》, 1995, No. 1, стр. 49.
- (24) なお、かつてのコルホーズ議長、ソフホーズ所長、支部長等々のいわゆる農村ノメンクラトゥーラに属する人々が転身して始めた農民経営は、この例外である。彼らは自らの経験や旧来からの関係を駆使して「より有利な生産物の販売」を行い、良好な成果をあげているという（《АПК》, 1992, No. 4, стр. 16-17.）。
- (25) ベールキン・ペレヴェージェンツェフ著、拙訳、「アクチのドラマ」（和田春樹編『ベレストロイカを読む』、御茶の水書房、1987年）、308頁。
- (26) 《Российская газета》, 30 июня 1995 г., стр. 5.
- (27) 《АПК》, 1996, No. 5, стр. 61.
- (28) 《Земля и люди》, 1995 No. 26, стр. 4.
- (29) 《Вопросы экономики》, 1995, No. 1, стр. 48.
- (30) 《Российская газета》, 30 июня 1995 г., стр. 5.
- (31) 《Крестьянская Россия》, 1991, No. 13, стр. 3.
- (32) 《АПК》, 1992, No. 11, стр. 22.
- (33) 「純技術的見地」にたった場合、最適規模はさらに大きくなる傾向がある。一例として、農工コンプレックス経済研究所中央黒土地区支部（НИИЭО АПК ЦЧР）が同地区を対象とした研究成果をあげよう。それは、1)完全機械化された場合の労働支出、2)現在の機械化の水準、3)私的セクターにおける高い労働生産性、という三つの要素を基に算出されたものである。その場合の「技術的最適規模」は、穀物生産に専門化した場合1人当たりの作業面積が32ヘクタール、じゃがいも生産に専門化した場合には5.3ヘクタール、酪農に専門化した場合は同じく1人当たりの家畜頭数で雌牛6頭、豚肥育の場合には105頭にも達する（《АПК》, 1992, No. 4, стр. 26-27.）。
- (34) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 20, стр. 6.
- (35) 《АПК》, 1996, No. 5, стр. 59.
- (36) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 20, стр. 2.
- (37) 《Крестьянская Россия》, 1994, No. 52, стр. 2.

3. 住民経営の動態と問題点

(1) 住民経営の拡大

「住民経営」とは、ロシア連邦国家統計委員会の定義によれば、「住民の個人副業経営、集団菜園 (огород) および農園 (сад), ダーチャ〔別荘〕の区画」である⁽¹⁾。

「住民の個人副業経営」とは、宅地付属地で行われる副業的な農業経営のことである。なお、宅地付属地は家屋に隣接して分与される。このような物理的制約から、個人副業経営の9割以上が農村に集中している。都市における個人副業経営は、土地に余裕のある地方小都市において例外的に存在しているのみである。

個人副業経営の中核を成すのが、農業企業の従業員のそれである。ソ連においては、1977年の憲法で市民の副業経営に従事する権利が認められており、農業企業の従業員以外の農村住民も個人副業経営に従事してきた⁽²⁾。だが、これらの個人副業経営は、面積も一段と小さく専ら自給的な性格をもっており、「住民の個人副業経営」＝「農業企業従業員の個人副業経営」と考えてよい。

一方、「集団菜園および農園、ダーチャの区画」とは、中高層住宅に居住しており、物理的に宅地付属地をもつことができない都市住民の「個人副業経営」といった性格をもっている。都市住民は（通常、企業を単位として）共同組合 (товарищество) や、ダーチャ建設協同組合 (дачно-строительный кооператив) を創出し、それを通じて都市近郊ないしは郊外に小区画地を得ることができる。そこでは、野菜・果実の生産の他、しばしば家畜も飼養されている。なお、「集団菜園および農園」は、「集団」という名称を有しているが、その土地は家族毎の小区画地に分割され、個別に利用されている。集団菜園・集団農園とダーチャの相違は、その区画内で建築ができるかどうかにあった。だが、現在では前者の区画内でも建築を行うことも可能となっており⁽³⁾、両者はほぼ同様のものと見なすことができる。

これらの住民経営の面積，そこで私有しうる家畜頭数に関しては，ソヴィエト期には国家規模でその上限が厳格に規定されていた。面積を例にとれば，コルホーズ員の個人副業経営で0.5ヘクタール以下，ソフホーズ労働者のそれで0.3ヘクタール以下というものであった。また，土地に対する権利は，その恒常的ないしは一時的な「利用権」に止まっていた。

このような規制に一定の緩和が見られたのは，ペレストロイカの時期である。例えば，1987年9月19日にソ連邦共産党中央委員会および連邦閣僚会議は，個人副業経営の規模および私有しうる家畜頭数の決定権を，地方ソヴィエト，ソフホーズ，コルホーズに委ねること，個人副業経営・集団菜園および農園に対して家畜・家禽の売却や飼料の供給を行いその発展を援助すること等を決定している⁽⁴⁾。このような援助策および深刻化する食料不足を背景に，住民経営はすでにソヴィエト末期において，数的な拡大を始めていた。

1990年からのロシア政府による農業改革は，この住民経営の拡大をさらに促進した。まず個人副業経営，農園，菜園のための土地は，土地再配分ファンドから農民経営と同等に優先して与えられることになった。これによって，住民経営の拡大が制度的に保証され，その数はさらに拡大を記録することとなった（第14表）。

土地に対する権利にも根本的な変更が加えられた。1991年12月27日の大統領令「ロシア・ソヴィエト社会主義連邦共和国における土地改革の実施に関する緊急措置について」は，農村地域における「個人副業経営，園芸（садоводство），住宅建設のための分与されている土地区画」を「無償で」「市民の所有」に譲渡することを決定した。すなわち，住民経営の土地は私有となったのである⁽⁵⁾。さらに，1993年5月30日のロシア政府決定「ロシア連邦市民による土地区画の売買手続きの承認について」は，「個人副業経営，ダーチャ，園芸および個人住宅建設のための土地区画ないしはその一部」を対象として，その所有者に第3者へ売却（ただし，土地の使用目的は変更できない）する権利を与え，その手続きを明確化した⁽⁶⁾。こうして，個人副業経営用地，個人住宅建設用地，園芸用地，ダーチャ建設用地に関しては，例外的に市場関係が成立したのであ

第14表 住民経営の拡大

	1985年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
住民の個人副業経営						
宅地付属地をもつ	15.7	16.3	17.1	19.3	16.6*	16.6*
経営〔家族〕数(百万)					20.0**	21.0**
経営〔家族〕当たりの面積(アール)	20	20	27	35	35	37
集団農園						
家族数(百万)	4.7	8.5	11.6	13.5	14.3	14.8
面積(千ヘクタール)	302	576	886	1083	1167	1209
家族当たり面積(アール)	6.4	6.7	7.6	8.0	8.1	8.2
集団菜園						
家族数(百万)	4.2	5.1	7.4	7.9	8.2	7.6
面積(千ヘクタール)	296	379	554	601	654	621
家族当たり面積(アール)	7.0	7.5	7.5	7.6	8.0	8.2

出所：Сельское хозяйство России стат. сборник, М., 1995, стр. 57; «Земля и люди», 1995, No. 22, стр. 5.

注. 1993年に個人副業経営の調査が行われ, その結果, 一部の経営が「個人住宅建設地」の類型に移された.

* は, これを除いた数値, **は, これを含めた数値である.

る。ただし, これらの土地区画の取引状況は, 全体としてみると極めて限られており(第15表), モスクワ, サンクト=ペテルブルグ等の大都市周辺を除けば, 土地市場は本格的に機能するにいたっていない。

なお, 住民経営の土地の私有およびその売買の自由に関しては, 国民的合意が形成されているといつてよい。ロシア共産党・ロシア農業党が中心となり作成した土地法典草案は, 土地の私有・売買を原則として禁止しており, それがために国家会議を通過したものの, 連邦評議会でも否決された。だが, その保守的と称された土地法典草案においても, 住民経営の土地に関しては, 例外的にその私有および売買を含む処分権が保証されていた⁽⁷⁾。すなわち, この点に関しては政治的対立は存在していないのである。

(2) 住民経営における生産の実情

国家統計委員会のデータによれば, 住民経営は, 経済体制の移行とともに, その生産を拡大し農業総生産額に占める比重を高めている。すでに第1表で示

第 15 表 市民・法人による土地売買の状況（1993～1995 年）

	1993 年	1994 年	1995 年
個人住宅建設用地			
取引件数	3611	19377	37635
取引面積（ヘクタール）	257.1	2285.7	3949.3
個人副業経営用地			
取引件数	3337	26960	70571
取引面積（ヘクタール）	643.5	4807.3	15388.4
園芸用地			
取引件数	3002	52630	111461
取引面積（ヘクタール）	228.1	3733.2	11289.9
ダーチャ建設用地			
取引件数	40	1166	2709
取引面積（ヘクタール）	3.4	133	279.8

出所：《Крестьянские ведомости》，1996, No. 29, стр. 9.

したとおり、1995 年において住民経営は、農業総生産額の 43% までを占めるに至った。一方で、住民経営の全農用地に占める比重は 4 % 程度にしか過ぎない。このような統計資料を根拠に、数々の定期刊行物やマスコミにおいて、住民経営の農業企業と比較しての優位性や高い効率がきわめてしばしば言及されている。あるものは「私的セクター」の生産が全体の 40% を超えたことを論拠に「ストルィピン改革の奇跡」が再現されたとし、べつのあるものは、住民経営は「国を養ってきたし、これからも養うであろう」と論じている⁽⁸⁾。だが、現実はそのほど単純ではない。以下では、統計の分析と住民経営の実態調査報告を題材に、このことに考察を加える。

第 1 に統計の詳しい分析は、住民経営の農業総生産額に占める高い比重は、きわめて限定的な意味しかもたないことを示している。住民経営がとりわけ高い生産比重を記録しているじゃがいもと野菜を例にとろう。1995 年の統計をあげれば、じゃがいも生産の実に 90%、野菜生産の 73% を住民経営が行っている。だが、しばしば見落とされているのが、じゃがいもと野菜は、住民経営における主要耕種作物であり、それらの全体の播種面積に占める比重も同様に

高いという事実である。第16表は、住民経営におけるじゃがいも・野菜生産は、その播種面積にはほぼ対応する生産をおこなっているにすぎないということを示している。

次に第17表は住民経営の家畜頭数と主要畜産物生産の推移とその全体に占める比重を示したものである。ここからも、同様の関係は牛乳・羊毛生産について、ほぼ当てはまることが確認できる（食肉生産についての特殊事情は後に触れる）。

さらに、野菜・じゃがいもの播種面積の増加率と生産量の増加率、家畜頭数の増加率と畜産物生産の増加率を比較すると、いずれの場合でも前者は後者を上回っている。このことは、住民経営における生産効率が、近年低下していることを示している。

第2に住民経営の中核的存在である個人副業経営の実態調査報告は、それが統計に現れない多くの土地を実質的に利用していることを示している。まず、個人副業経営は、宅地付属地の他、集落内に存在する未利用地をも利用している⁽⁹⁾。これらは主に牧草地、放牧地として利用されているが、しばしば耕地も含まれているという。また、その総面積はロシア全体で1800万ヘクタールにも達するという。さらに、農業企業の土地も放牧等のため用いられ、かつその生産物が住民経営のために利用されている。これらの関係は公式統計には反映されない。ニージニー＝ノヴゴロド方式の考案者として著名なロシアの経済学者のウズン氏は、住民経営は1994年に実質的に全ロシアの農用地の3分の1を利用してたと推定している⁽¹⁰⁾。

第3に個人副業経営は、農業企業と緊密に結びついた存在であり、多くの面でそれに依存している。この関係は、とりわけ畜産において顕著である。個人副業経営の家畜用飼料を例にとれば、そのほとんどが農業企業によって提供されている。クルガン州〔ウラル地区〕シャトロヴァ地区での調査によれば、農業企業はその従業員に対して穀物を現物支給するが、これが家畜の濃厚飼料に用いられる。また、収穫作業終了後に農業企業の圃場に残った藁を「無料」で採集することが認められており、これが粗飼料に当てられる。さらに、農業

第 16 表 住民経営におけるじゃがいも・野菜生産の動向

	1991 年	1992 年	1993 年	1994 年
じゃがいも生産量 (百万トン)	24.8	29.9	31.1	29.8
全生産に占める比重 (%)	72.3	78.1	82.5	88.2
播種面積 (千ヘクタール)	2151.2	2435.1	2725.3	2818.7
全播種面積に占める比重 (%)	67.5	71.5	76.8	84.5
野菜生産量 (百万トン)	4.8	5.5	6.3	6.4
全生産に占める比重 (%)	46.2	55.0	64.3	66.7
播種面積 (千ヘクタール)	302.6	348.6	415.8	457.3
全播種面積に占める比重 (%)	45.7	51.1	60.8	65.0

出所 : Сельское хозяйство России стат. сборник, М., 1995, стр. 60, 64, 191, 193.

第 17 表 住民経営の家畜頭数と畜産物生産の動向

	1991 年	1992 年	1993 年	1994 年
家畜頭数 (千頭)				
牛	9866	10654	11585	12027
うち雌牛	5235	5735	6376	6772
豚	7076	7728	7776	7929
羊	13584	14390	15172	14172
畜産物生産				
食肉 (屠殺重量・千トン)	2854	2914	2966	2986
牛乳 (百万トン)	13.5	14.8	16.1	16.6
鶏卵 (10億個)	10.4	11.2	10.9	10.6
羊毛 (千トン)	58	58	56	48

全家畜頭数に占める住民経営の比重 (%)

牛	17.3	19.5	22.2	24.6
うち雌牛	25.5	27.9	31.5	34.1
豚	18.5	21.8	24.7	27.8
羊	23.3	26.0	29.5	32.4

全畜産物生産に占める住民経営の比重 (%)

食肉	30.4	35.3	39.5	43.2
牛乳	26.0	31.4	34.6	38.8
羊毛	28.4	32.4	35.4	38.7

出所 : Сельское хозяйство России стат. сборник, М., 1995,
стр. 76, 82, 322, 325, 328, 331.

企業ないしは自治体によって一定の区画が従業員に対して割り当てられており、ここで干し草の調達が行われている。個人副業経営の生産物で、飼料として与えられるのは、じゃがいもの一部でしかない。1992年には、個人副業経営の家畜一頭（標準家畜頭数換算）に22ツェントネルの飼料（飼料単位換算）が与えられた。そのうち、農業企業によって直接支給されたものは全体の33%、農業企業の土地で調達されたものは約60%にも達していた⁽¹¹⁾。ロシア全体をみても、状況はほぼ同じであり、個人副業経営の家畜のために利用されている飼料の「70～97%」が、農業企業から得られたものであるという⁽¹²⁾。

第4に近年における住民経営での家畜頭数の増加は、農業企業から購入された家畜・家禽によって達成されたものである。クルガン州シャトローヴァ地区の調査では、「個人副業経営の事実上、すべての家畜の子畜（молодняк）」が農業企業において購入したものであった⁽¹³⁾。同地区における農業企業の住民への子牛・子豚の販売頭数は、第18表に示すとおりである。このように、いわば個人副業経営は肥育を担当しているだけであり、このことが家畜頭数に比べて多い食肉生産を可能にしているのである。

第5に個人副業経営の農業企業に対する依存は、畜産分野のみにとどまらない。資材・機械供給および生産サービス・社会サービスの分野において、個人副業経営はほとんど完全に農業企業に依存しているのである。現在、個人副業経営の運営に必要とされるすべての物質的資源の約3分の2は、農業企業のストックから支出されていると見られている（第19表）。このように個人副業

第18表 シャトローヴァ地区の農業企業の住民経営への子牛・子豚の販売頭数

	1981～85年平均	1986～90年平均	1992年	1993年	93年/81～85年(%)
子牛総数	532	1746	966	1233	232
100経営当たり	4.8	15.8	8.7	10.9	227
子豚総数	5711	18625	12136	12150	213
100経営当たり	51.6	108.0	108.6	106.6	207

出所：《Экономика сельскохозяйственных и перерабатывающих предприятий》，1995, No. 1, стр. 31.

経営は、農業企業との緊密な関係の下でのみ成功裏に機能しうるものであり、それ自体を単独で評価することは妥当なことではない。

そもそも、このような農業企業（ソフホーズ・コルホーズ）と住民経営（個人副業経営）との相互関係は、ソヴィエト期にすでに形成されていたものである。以下では、この経緯をごく簡単に振り返ってみたい。スターリン・フルシチョフ時代において個人副業経営は、一時的な奨励策がとられた時期も存在していたが、それは基本的には「資本主義の残滓」であり、近い将来において消滅すべきものとして理解されていた。このため一時的な奨励策は、最終的には行政的な禁止措置に置き換えられてきた。ところが、ブレジネフ以降の時期においては、そのような理解は一転した。さきにも触れた 1977 年憲法における個人副業経営の規定の存在が端的に物語るように、その発展が奨励されるべきものとされたのである。

1985 年発行の農業法の解説書は、このような政策の転換を以下のような論法で根拠づけている。まずソ連市民の個人副業経営の特徴として次の 5 点をあげる。すなわち、1) 国家の排他的土地所有と市民の財産と労働に基づいており「勤労的な〔搾取のない〕」経営であること、2) その生産は農業企業の発

第 19 表 個人副業経営の農業企業への依存度
(クルガン州シャトローヴァ地区での調査に基づく試算)

個人副業経営の運営のために必要とされる支出	個人副業経営における支出に占める%	そのうち農業企業から提供される部分 (%)
飼料	63.2	75.0
子畜	11.0	40.0
種子	4.1	0
耕作	3.8	55.0
肥料	2.4	15.0
輸送サービス	8.4	60.0
獣医学的サービス	5.1	100.0
その他のサービス	2.0	20.0
計	100.0	64.8

出所：《Экономика сельскохозяйственных и перерабатывающих предприятия》，1995, No. 1, стр. 32.

展に依存しており「社会主義的な特徴」をもつこと、3) 農業企業の生産を補うという機能をもっていること、4) その生産物は主に自家消費に向けられること、5) 農業企業との請け負い契約等によって、農業企業の生産物の増加のためにも利用可能な存在であること、である。そして、このような特徴を考慮すると、個人副業経営は「社会主義農業の特徴」の一つであり、その発展は「現段階のコルホーズおよびソフホーズの発展と矛盾」しない。それどころか「農産物生産増加の余力」として積極的に活用すべきものである、と結論づけている⁽¹⁴⁾。

このような政策転換に基づいて、個人副業経営に関する一連の決定が出され、その下で農業企業からの個人副業経営への援助は拡大していった。また、個人副業経営は、じゃがいも・野菜栽培や畜産部門のような農業企業での機械化が遅れている部門を中心に発展をしていった。こうして、農業企業と個人副業経営との間には、一定の「分業体制」が形成されたのである。

ところで、市場経済への移行は、このような関係を解消させるものと考えられていた。すなわち、農業企業とその従業員の関係は、専ら労働関係によって規制されるようになり、従来から強調されていた農業企業から個人副業経営への援助は、次第にすたれていく。一方、従業員も個人副業経営に対して次第に注意を払わなくなっていく、と想定されていたのである。

だが、このような予想は現実のものとならなかった。農業企業の経営状況の悪化は、分配（賃金）システムの現物化を引き起こし、個人副業経営の役割を逆に高める方向に作用したのである。

分配システムの現物化の過程は強いられ手段として始まった。経済改革の進行とともに、農業企業の収支状況は全体として悪化の一途を辿った。1996年初頭のデータによれば、農業企業の約半数が「支払い不能（несостоятельный）」の状況にあるという⁽¹⁵⁾。こうして、農業企業の従業員が「4～5カ月かそれ以上も」賃金を支払われないという状況が広範に観察されるようになった⁽¹⁶⁾。このような状況下で、農業企業が唯一出来ることは、生産物の現物支払いを行うことであった。従業員は、それを食用や私有家畜用の飼料として用い、ま

た一部分を現金を得るために売却し、とにもかくにも生き延びたのである。

経済的困難・低迷の継続は、分配システムの現物化をさらに促進した。というのは、現物支払いはインフレの影響をある程度まで避けうる事が可能であり、従業員にとっても都合がよかったし、生産物の販売に困難を感じている農業企業にとっても好都合であったからである。スターヴロポリ地方〔北カフカース地区〕およびトヴェーリ州〔中央地区〕の農業企業を対象とした調査によれば、現在、給与の半分以上が現物形態となっているという⁽¹⁷⁾。そして、このことは個人副業経営の基盤を拡大し、かつそこからの収入の役割をさらに大きくした。例えば、1990年にコルホーズ員家族は、その収入の58.6%をコルホーズから、21.5%を個人副業経営から得ていたが、1993年にはこの関係は逆転し、それぞれ36.2%と40.3%になった⁽¹⁸⁾。いまや、個人副業経営は「副業」たることを止めた、とも言える⁽¹⁹⁾。

このような状況は、農業企業の経営成果に対する従業員の利害関心を低下させた。この結果、企業内部にはいわゆる「特殊な消費的な」関係が形成され、それにはしばしば「違法な形態」がともなっている。先にも引用したスターヴロポリ地方およびトヴェーリ州の農業企業の調査報告は、「特殊な消費的な」関係なるものの具体的内容を以下のように示している⁽²⁰⁾。

調査の過程で明らかになったのは、生産物・飼料が公式には少量しか支給されていない経営においては、それらは労働者によって自主的に横領されているということである。搾乳係は牛乳と飼料を「持っていき」、家禽係は卵と飼料穀物、耕種担当は「自らの」生産物を持っていくのである。すなわち、自分の職場で作られている物を横領するのである。

生産物分配の同様の方法は、何十年も続いている。だが、〔農業企業の〕再編成の後には資金的な原因のため、このような慣行の規模は拡大している。こうして、所有者となった労働者は自らに損害を与えているのである。すなわち、経営からの公式の供与が少なければ少ないほど、その経済状態は弱体化し、さらに多い部分が違法に分配されるのである…

もちろん、このような窃盗行為のみによって個人副業経営の発展が支えられ

ているわけではない。農業企業と個人副業経営の間に契約が結ばれ、双方に利益をもたらしている事例も存在する。例えば、クルガン州シャトローヴァ地区のホルホーズ「レーニンの旗」では、ホルホーズは従業員への飼料の供給を約束し、その代償として従業員はホルホーズの飼料調達作業に参加するという取り決めが結ばれた。この結果、ホルホーズは農繁期における労働不足を解決し、かつ従業員の個人副業経営に費やす労働は軽減されたという⁽²¹⁾。このような農業企業との「協同組合的関係の強化」も、住民経営の発展を支えている⁽²²⁾。だが、この場合にも住民経営は、農業企業の存在を前提としているという関係には変わりがないのである。

また、農業企業と個人副業経営での二重の労働は、労働時間を極めて長いものとしている。この影響をもっとも被っているのが、農村の女性であり、その年間総労働時間は家事労働を除外しても4000時間を越えている。このような「苦役的労働」は、若年労働力の都市への流出を加速化し、都市での雇用状況をさらに先鋭化させ、同時に農村人口の老齢化を促進する重大な要因となっているという⁽²³⁾。

現在の住民経営は、たしかに農業総生産額において大きな比重を占め、住民の食料供給に大きな意義をもっている（第20表参照）。だが、それは「ホルホーズ・ソフホーズでの生産は低下し、農民経営、新しい協同組合や連合体がいまだ著しい発展をしていない」という現在の状況が大きく作用した結果であって、そもそも一時的な性格をもったものである。個人副業経営の発展を肯定的に捉える論者ですら「園芸、野菜栽培、素人畜産（любительское животноводство）

第20表 農産物供給に占める個人副業経営の比重（1993年）

（単位：％）

	じゃがいも	野菜	果実	食肉	牛乳	鶏卵
全住民平均	74.2	48.2	30.5	22.3	28.4	25.8
うち「ホルホーズ員」*	94.5	83.5	65.1	80.7	82.8	89.1

出所：《Экономика сельского хозяйства России》，1995, No. 6, стр. 4.

注．* ここでいう「ホルホーズ員」とは農業企業の従業員全体を指すものと思われる。

は、第一順位で自らの食料確保に向けられており、危機的状況、食料品価格の急騰、高いインフレと生活水準の低下の時期においてとりわけ大きな意義を獲得している」〔強調引用者〕という表現で、その限定的な意味を認めている⁽²⁴⁾。すなわち、住民経営の発展は、いわば強いられた生活防衛的性格をもっている。経済状況が安定へ向かえば、そもそも住民経営を運営しようとする誘因自体が失われていくと考えられる。

(3) 小 括

以上のように住民経営は、あらゆる意味で農業企業の資源およびその状況に依存する存在であり、それ自体が単独で存在することは不可能である。そして、近年の農業企業の経営のさらなる悪化は、次第に住民経営への「支援」をも減少させつつある。例えば、農業企業による住民への子畜販売頭数は、第 21 表にあげたように減少傾向を示している。また、1995 年に農業企業によって私有家畜に提供された飼料は干し草で前年に比べて 15%、藁で 23%の減少を記録した。この結果、1996 年初頭に行われた住民経営の私有家畜調査によれば、前年に比べて牛は約 20 万頭、豚は約 20 万頭、羊・山羊は 160 万頭の減少を記録した⁽²⁵⁾。現行の関係を前提とした、住民経営の成長は限界に達しつつあると言える。

第 21 表 農業企業による住民経営への子畜販売頭数の推移

(単位：百万頭)

	1985 年	1990 年	1994 年	1995 年	95 年／90 年	95 年／94 年
子牛	0.9	1.9	1.9	1.7	88%	89%
子豚	8.5	13.3	8.4	6.9	52%	83%
家禽雛	329	323	112	95	29%	85%

出所：《Вопросы статистики》，1996, No. 5, стр. 83.

- 注(1) Сельское хозяйство России стат. сборник, стр.46.
- (2) 農業企業の従業員以外の個人副業経営の法制面については, Сельскохозяйственное право, М., 1990; Стамкулов А.С., Личное подсобное хозяйство, Алма-Ата, 1984. を参照されたい。なお, 以下の住民の経営の法制面の記述も断りのないかぎり両書によっている。
- (3) Как получить землю?, стр.20.
- (4) КПСС в резолюциях и решениях Съездов, Конференций и Пленумов ЦК т.15, М., 1989, стр. 466-477.
- (5) Как получить землю?, стр.13. なお, 無償で私有となる面積は, 地方行政機関によって上限が設けられている。これを越える面積を私有したい場合には, その部分は有償となる。
- (6) Аграрная реформа в России Сб. нормативных актов, М., 1995, стр.112-113.
- (7) «Крестьянские ведомости», 1996, No. 22, стр.2.
- (8) «Земля и люди», 1995 No. 39, стр.3; «Известия», 15 июня 1993 г., стр.3.
- (9) ソヴィエト期においても集落内に存在する未利用地は, 当該の地方執行機関が許可すれば, 住民に対して家畜の放牧や飼料作物の播種のために提供され得た(Стамкулов, Указ. соч., стр.119-124.)。
- (10) «Финансовые известия», 22 декабря 1995 г., стр.2.
- (11) «Экономика сельскохозяйственных и перерабатывающих предприятий», 1995, No. 1, стр.31-32.
- (12) «Экономика сельскохозяйственных и перерабатывающих предприятий», 1995, No. 2, стр.11.
- (13) «Экономика сельскохозяйственных и перерабатывающих предприятий», 1995, No. 1, стр.31.
- (14) Сельскохозяйственное право, стр.448-449.
- (15) «Экономика сельского хозяйства России», 1996, No. 1, стр.23.
- (16) «Государство и право», 1996, No. 3, стр.77.
- (17) «Экономика сельскохозяйственных и перерабатывающих предприятий», 1995, No. 2, стр.15.
- (18) «Независимая газета», 6 октября 1995 г., стр.4.
- (19) このような現実を反映して, 個人副業経営は「家族的付属地農民経営(семейное приусадебное крестьянское хозяйство)」と呼ぶべきだとの主張も存在する(«Экономика сельского хозяйства России», 1994, No. 12, стр.5.)。
- (20) «Экономика сельскохозяйственных и перерабатывающих предприятий», 1995, No. 2, стр.15.
- (21) «Экономика сельскохозяйственных и перерабатывающих предприятий», 1995, No. 1, стр.31.
- (22) «Экономика сельскохозяйственных и перерабатывающих предприятий», 1995, No. 3, стр.37.
- (23) «Экономика сельского хозяйства России», 1994, No. 8, стр.13. なお, これに関連して最近では, 個人副業経営の発展のために, 農業企業での労働時間を制限すべきだ, との主張も見られる(«Государство и право», 1996, No. 3, стр.71.)。
- (24) «Экономика сельского хозяйства России», 1995, No. 6, стр.4.
- (25) «Вопросы статистики», 1996, No. 5, стр.82-83.

4. お わ り に

以上見てきたように、農民経営・住民経営は、その農業総生産額に占める比重を1990年の24%から1995年には45%までに上昇させているが、両者とも、実際には多くの問題を抱えており現状のままでは、より一層の発展は望めない状況にある。農民経営は大規模な国家支援がなされない限り、当分の間、ロシアにおける生産主体とはなりえない。また、住民経営に関しても、その農業生産に占める比重は統計上のうわべのものに止まっており、農業企業への全面的な依存によって達成されているのである。

最後に1996年前半の一連の立法が、農民経営および住民経営へもたらす影響、今後の動向について若干の考察を行い本稿のむすびとしたい。

まず、農民経営についてである。

1996年3月7日の大統領令は、農民経営に直ちに大きな影響を与えることはないと思われる。それは、以下の事情による。たしかに大統領令はその第4条で、土地持ち分所有者がその持ち分を具体的な土地に変えて農民経営に賃貸すること、売却することを可能にした。これは、農民経営が経営規模を拡大する新たな方法を与えられたことを意味する。だが、大多数の農民経営は、この方法を利用するにたる経済的実力を欠いており、それはあくまで可能性の段階に止まっているのである。

より大きな影響を与えると思われるのが、4月16日の大統領令とそれを基に作成されている農民経営支援のためのプログラムである。その柱は、農民経営への農業機械供給であり、その基準は農民経営の耕地50ヘクタール当たりには小型トラクター1台、100ヘクタール当たりには大型トラクター1台とその農機具、150ヘクタールの穀物および油糧種子の播種に対してコンバインと貨物自動車进行各々1台を確保するとしている。この他、農民経営にサービスを提供する機械技術ステーションや機械リース所の整備、農産物加工施設建設向けの特別融資の実施、農民経営間の協同組合の発展のための援助等々が予定されて

いる⁽¹⁾。

すでに指摘したように農民経営の発展のためには追加的な国家支援が必要であり、今回予定されている内容自体は、この要求に答えるものであり評価しうるものである。だが、問題は、その財源にある。支援プログラムの実行には、2000年までに総額43兆3000億ルーブリもの経費が必要と試算されている⁽²⁾。一方、1996年のロシアの農業関連予算は、総額でも約13兆ルーブリに過ぎない。このことは、プログラムの実行のためには、農業予算の圧倒的部分をつぎ込むか、予算自体の大幅な増額を行う必要があることを意味している。前者はいまだに農業総生産額の過半を占める農業企業の切り捨てを意味し、現実的ではない。後者もまた、財政赤字の削減が最重要課題とされている中では、極めて困難である。すなわち、財源不足からプログラムが予定通りに実行されない危険性が極めて大きいのである。

とはいえ、農民経営の育成・発展には、国家の側からの今以上の投資が不可欠である。そして、厳しい予算制約が存在している現在においては、その投資がより有効に用いられることを制度的に保証する必要がある。この観点から見ると現行の農民経営の創出者の資格要件は、極めて問題が多い。

比較のために同じくソ連の旧構成共和国であるエストニアの法令を紹介しよう。エストニアにおいては農民経営として登録できるのは、活動の基本目的が「商品的農業生産」である経営だけである。このため、農民経営の創出を望む者は、土地分与の申請書とともに、この要求を保証するための生産プログラムの提出が義務づけられている。そして、もし農民経営が3年の間でプログラムで示した生産計画の50%を達成できない場合、または5年後に100%達成できない場合には、法制上の特惠措置は停止される。さらに、地方執行機関は農民経営に対して、その創出のために費やされた国家資金の返却を法廷で求めることができる⁽³⁾とされている。

一方、ロシアにおいて農民経営の創出の際に要求されているのは、農業生産への従事経験だけである（しかもその定義は極めて曖昧である）。また、農民経営の生産活動についての規制も、土地を利用しなかった場合および土地の荒

廃を招いた場合の廃止処置が規定されているだけで、極めて限定的である。もし、農民経営の発展を望むのなら、逆説的ではあるが、資格要件はより厳格にする必要があると思われる。

次に住民経営についてである。

3月7日の大統領令によって住民経営は、新たな選択肢を得た。大統領令の第2条・第4条は、個人副業経営の上限面積が引き上げられること、その範囲内で土地持ち分（の一部）を利用して個人副業経営の面積を拡大することを可能にした。例えば、土地持ち分が7.5ヘクタールで、個人副業経営の上限面積が0.5ヘクタールであったとする。ここで上限面積が3.5ヘクタールに引き上げられた場合、3ヘクタール分までの土地を土地持ち分を利用して追加的に受け取れるのである⁽⁴⁾。

すでに指摘したように従来に基づく個人副業経営の発展は限界に達している。土地持ち分を利用しての個人副業経営の面積拡大を選択した場合、それは新たな発展のための基盤を得ることになる。また、これによって個人副業経営と農民経営の面積上の差異は事実上、消滅することになる。というのは拡大された個人副業経営は、現存の小規模な農民経営と同等の面積をもつことになるからである。このことは、個人副業経営の農民経営への転化の可能性が広がったことをも意味する。

他方、土地持ち分を個人副業経営の拡大に用いず、売却する、贈与する、賃貸する、農業企業の資本ファンドに投資する等々の選択も存在する⁽⁵⁾。これらを選択した場合、個人副業経営は減少する農業企業からの支援に対応して縮小していくことを運命づけられていると言える。住民経営は、分化の過程に入ったといってよい。

ただし、個人副業経営の拡大の実際の過程は、きわめて複雑なものとなろう。というのは、個人副業経営の区画地は、通例、他の個人副業経営の区画地・集落の土地・農業企業の耕地と隣接して存在しており、その拡大は数々の紛争を引き起こす可能性が大きいからである。現状では、この場合の実際的な土地分与メカニズムや手続きの方法は不明確なままである⁽⁶⁾。住民経営の今後に関

しては、上記のことを含め当分の間、引き続き注視する必要がある。

注(1) 《Земля и люди》, 1996 No. 16, стр. 4; 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 23, стр. 2-3.

(2) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 23, стр. 3.

(3) 《Закондательство и экономика》, 1996 No. 3/4, стр. 67.

(4) 《Земля и люди》, 1996 No. 19, стр. 6.

(5) 事前の予想によれば、もっとも広範に選択されると見られている土地持ち分の利用形態は、賃貸ならびに農業企業の定款ファンドへの土地持ち分利用権の出資である（《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 11, стр. 8.）。

(6) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 13, стр. 9.

〔要 旨〕

ロシアにおける農業構造改革
——農民経営と住民経営を対象に——

野 部 公 一

ロシアにおいては、1996年前半には6月の大統領選挙をにらみ、農業分野において一連の新政策が打ち出された。土地持ち分所有者にその売買をも含む広範な処分権を与える3月7日の大統領令は、その筆頭である。本稿は、これらの新政策が今後のロシア農業に与える影響を解明することを目的に、1990年からの農業改革の成果と問題点を、農民経営と住民経営を対象を限定して考察したものである。その主な分析結果は、以下のとおりである。

1) 農民経営の創出は、経済改革のシンボルの存在として、改革開始当初は精力的に行われた。だが、そのペースは1993年を境に停滞に陥り、農業生産に占める比重も現在のところ極めてわずかなままに止まっている。この大きな要因となっているのは、初期資本の不足、経営能力の欠如、ロシア農村の特殊性に由来する独立した経営創出に際する困難、不安定な社会＝経済情勢、農民経営の小規模性である。これらの状況の改善、具体的には追加的な国家支援がない限り、農民経営は当面、ロシア農業における生産主体となりえないであろう。

2) 農民経営支援のための連邦プログラムは、この状況を改善しうる内容をもっているが、財源に問題があり、その実行性は極めて怪しい。また、投資をより有効に用いるためには、農民経営の創出者の資格要件をより厳密にする必要がある。

3) 住民経営とは、農村居住者がその宅地付属地で、都市居住者が集団菜園・農園、ダーチャで行う副業経営の総称である。改革の過程で農業総生産額に占める住民経営の比重は上昇し、現在それは43%に達している。だが、住民経営は、あらゆる面で農業企業の資源に依存しており、単独では存在することは不可能である。この住民経営の農業企業への依存は、悪化する経済状況の中での賃金の現物化によって、さらに強められたと言える。だが、近年では住民経営の家畜頭数も減少に転じており、このような関係を基盤とする発展に限界が近づいている。

4) 3月7日の大統領令は、土地持ち分を利用して個人副業経営を拡大することを可能にした。これを選択した場合、個人副業経営は新たな発展の基盤を得ることとなる。土地持ち分は、個人副業経営の拡大に用いず、売却・贈与・賃貸・農業企業への投資に利用することも可能である。後者を選択した場合、個人副業経営は縮小していくものと考えられる。住民経営は、分化の過程に入ったといってよい。だが、個人副業経営の拡大は、極めて複雑な問題を引き起こす可能性が強く、今後の推移を見守る必要がある。